

自動販売機による食品及び飲料販売業務委託事業者選定

入札実施要領

平成 29 年 7 月 12 日

公益財団法人 神戸市公園緑化協会

自動販売機による食品及び飲料販売業務委託事業者選定 入札実施要領

1 目的

公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下、「協会」と言う。）が管理する国営明石海峡公園神戸地区（あいな里山公園）内において、自動販売機による食品及び飲料販売業務の委託事業者（以下、「事業者」と言う。）を入札により選定するため、必要な手続等について定める。

2 募集概要

(1) 業務内容

別添「自動販売機による食品及び飲料販売業務の仕様書」（以下、「仕様書」と言う。）による。

(2) 設置場所、設置台数

あいな里山公園（神戸市北区山田町藍那）内

1 厨房棟内（食品自動販売機）

2 管理センター内（飲料自動販売機）各 1 台ずつ

詳細は、仕様書別紙「自販機設置場所図面」参照。

(3) 設置期間

平成 29 年 8 月 25 日から平成 32 年 1 月 31 日までとする。

3 入札参加者の資格要件

次の（１）～（５）の要件をすべて満たしていること。

(1) 法人格を有すること。

(2) 次の①～③のいずれにも該当しない者であること。

① 当該事業に係る契約を締結する能力を有しない。

② 破産者で復権を得ない。

③ 国税又は神戸市税の未納がある。

(3) 次の①～⑥のいずれにも該当しない者（いずれかに該当する者であって、その事実があった後 3 年間経過した者を含む。）であること。

① 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

② 落札者が契約を締結すること、又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。

③ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。

④ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

⑤ 落札したにもかかわらず正当な理由なく契約を締結しなかったとき。

⑥ ①～⑤の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（抜粋掲載、参考資料）第 5 条に該当する者）に該当しないこと。

(5) 神戸市又は協会の管理する公園において、自動販売機を設置している実績があること。

4 入札から事業者決定までの手続きについて

(1) 入札実施要領の配布

入札参加希望者は、入札実施要領を協会本部（神戸市須磨区緑台 神戸総合運動公園管理センター2階）にて入手又は協会のホームページからダウンロードすること。

配布期間は、平成29年7月12日（水曜）より平成29年7月26日（水曜）、
協会で入手する場合の受付は、上記期間の土日祝日を除く、9時～17時とする。

(2) 入札参加申込

入札参加希望者は、下記の提出書類に必要事項を記入、押印のうえ、
平成29年7月26日（水曜）17時までに協会本部（神戸市須磨区緑台 神戸総合運動公園管理センター2階）あて持参又は郵送（必着）により提出すること。
持参の場合の受付は、**土日祝日を除く9時～17時**とする。

提出書類 各1通	① 入札参加申込書兼誓約書（様式1） （落札後の契約権限のある名義で申し込むこと。印鑑証明書のとおりに記載し、実印を押印すること。） ② 印鑑証明書 ③ 登記事項証明書[履歴事項全部証明書] （②・③は平成29年4月1日以降に発行されたものであること。） ④ 国税及び神戸市税の未納がないことの証明書 （直近の状況がわかるものであること。） ⑤ 委任状（様式2） （代理人による入札及び契約手続きを希望する場合のみ提出。入札参加申込書兼誓約書のとおりに記載し、実印を押印すること。） ⑥ 自動販売機の設置実績（様式任意。設置場所、設置期間について）
-------------	--

提出書類に不備や不足があった場合は、入札に参加できない場合があるので、提出前に十分に内容の確認を行うこと。

なお、提出書類は返却しない。

(3) 質問について

入札参加希望者は、下記のとおり質問を行うことができる。

- ① 受付期間 **平成29年7月19日（水曜）17時まで**
- ② 質問の方法 ファックスでのみ質問を受け付ける。
様式3により、078-795-5544 あてに送信し、質問すること。
- ③ 回 答 **平成29年7月21日（金曜）**までに協会HPにて回答（予定）。

(4) 現地見学について

園内は一般車両及び進入ルートが制限されている。現地見学を希望する者は、必ず現地公園事務所（078-591-8000）に、見学予約を行うこと。

(5) 入札及び開札

入札及び開札は下記のとおり行う。

- ① 日 時 **平成29年8月3日（木曜）午前10時より**
- ② 場 所 神戸総合運動公園 管理センター2階会議室
- ③ 要 領 ・入札は、設置場所1及び2の両自販機を併せた歩合率を記載した入札書（様式4）提出により行う。（いずれか一方のみの入札は不可）
・入札後、ただちに開札を行い、落札者を決定する。
・最も高い歩合率をもって入札した者を落札者とし、最も高い歩合率を

もって入札した者が複数あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

- ・不調となった場合、再入札は行わない。

ただし、随意契約手続きを行うことがある。

④ 入札書

- ・必要事項を記入し、実印（委任する場合は代理人届出印）を押印すること。
- ・歩合率は、算用数字ではっきりと記入すること。
- ・記載事項を訂正する場合は、必ず二重線により抹消のうえ、実印（委任する場合は代理人届出印）で訂正印を押印すること。
- ・入札書の提出は一つの入札につき1通のみとする。
- ・所定の要件を満たさない、又はその他記載事項の不明瞭な入札書は無効とする。

5 契約について

（１）契約の締結

落札者は、自動販売機による食品及び飲料販売業務の委託契約を協会と締結する（平成 29 年 8 月上旬予定）。

（２）契約期間

契約締結日より平成 30 年 3 月 31 日までとする。

契約期間満了の 2 か月前までに双方が契約終了の申し出をしない場合は、契約期間満了の日の翌日から起算してさらに一年間契約を更新するものとする。

ただし、平成 32 年 1 月 31 日を限度とする。

（３）提出書類

落札者は、落札者に決定した後 7 日以内に下記の書類を提出すること（様式任意）。

- ① 配置図・設置工程表
- ② 設置予定機について
- ③ 販売予定品目表
- ④ 連絡体制・運営体制

（４）その他注意事項

- ① 落札者の事情により契約締結にいたらなかった場合は、今後 3 年間、協会が行う自動販売機による飲料販売業務の委託事業者選定のための入札への参加を認めない。
- ② 契約締結後、事業者の用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当が判明した場合は、ただちに契約を解除するとともに契約書に定める違約金を請求する。
- ③ 事業者の事情による契約解除については、協会の定める手続きにより契約を解除するとともに契約書に定める違約金を請求する。
- ④ 国の協会に対する自動販売機を設置する許可がなくなったときは、本契約は当然に終了するものとし、協会は損害等の一切の補償を行わない。